

# 児童扶養手当制度

父母の離婚などより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

**対象児童の年齢制限** 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの。

**必要なもの** ・戸籍謄本(本人分・児童分) ・健康保険証(本人分・児童分)  
・本人名義の通帳 ・印鑑 ※その他、事情に応じて必要となるものがあります。

## 児童扶養手当の支払日

※土日・祝日等の場合はその前日に振り込みます。

対象期間	支払日
8月分～11月分	12月11日
12月分～3月分	4月11日
4月分～7月分	8月11日

## 手当の月額

※ 受給資格者、扶養義務者の所得に応じて支給制限(全部支給・一部支給・支給停止)があります。

月額	全部支給	一部支給
	41,720円	41,710円～9,850円
第2子加算額・・・5,000円		
第3子以降加算額・・・3,000円		

## 所得制限額表

[単位 万円]

※前年度の所得にて判定をします。

※扶養義務者…世帯の中で最も所得の高い人

扶養親族数	受給資格者		扶養義務者
	全部支給所得額	一部支給所得額	所得額
0人	19	192	236
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388

## いろいろな届出

《現況届》・・・毎年1回、現況届の提出があります。

受給資格者の所得の状況と8月1日現在の児童の養育の状況を確認するための届です。この届けを提出しないと、引き続き受給資格があっても、8月以降の手当の支給を受けることができなくなります。また、2年以上届出がないと、時効によって支払を受ける権利がなくなります。

《資格喪失届》・・・次のような場合は、手当を受ける資格がなくなります。

- ・対象児童をつれて結婚したとき。(内縁関係・同居なども同じです)
- ・対象児童を養育、監護しなくなったとき等

※その他、住所・支払金融機関・氏名などの変更、扶養する児童数の増減があった時、証書を亡くしたときなども届出が必要です。

《詳しいお問い合わせ先》

役場 町民福祉課

TEL 85-3183